

令和4年度「日本遺産(Japan Heritage)」認定内容の変更

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更箇所	変更理由
16	福岡県、佐賀県	◎福岡県(筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市・宇美町)、佐賀県(基山町)	古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～ (平成27年度)	構成文化財	【位置づけ変更】 番号28「御笠の森」 「御笠の森の」→「三笠の森の」	【位置づけ変更】 ・記載内容の訂正のため。
17	長崎県	◎長崎県(対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町)	国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～ (平成27年度)	構成文化財	【追加】 (五島市)番号4「大宝寺」	【追加】 ・空海がここで真言密教を説いたという伝承や、関西や大陸との交流を物語る梵鐘等があり、「国境の島」のストーリーの内容を充実させるため。
39	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県	山形県(◎酒田市・鶴岡市)、北海道(函館市・松前町・小樽市・石狩市)、青森県(鱒ヶ沢町・深浦町・野辺地町)、秋田県(秋田市・にかほ市・男鹿市・能代市・由利本荘市)、新潟県(新潟市・長岡市・佐渡市・上越市・出雲崎町)、富山県(富山市・高岡市)、石川県(加賀市・輪島市・小松市・金沢市・白山市・志賀町)、福井県(敦賀市・南越前町・坂井市・小浜市)、京都府(宮津市)、大阪府(大阪市・泉佐野市)、兵庫県(神戸市・高砂市・新温泉町・赤穂市・洲本市・姫路市・たつの市)、鳥取県(鳥取市)、島根県(浜田市)、岡山県(倉敷市)、広島県(尾道市・呉市・竹原市)、香川県(多度津町)	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～ (平成29年度)	申請者	【追加】 岡山県備前市	【追加】 ・構成文化財追加のため。
				構成文化財	【追加】 番号20-11「直江津舟方節」 番号48-13「燈明ヶ岳(犬鳴山七宝瀧寺)」 番号49-1「大多府 漁港 元禄防波堤」 番号49-2「灯籠堂の石塁」 番号49-3「大井戸」 番号49-4「甚九郎顕彰碑」 番号49-5「北前船の模型(備前市加子浦歴史文化館)」 番号49-6「片上八景(ゑびすや荒木旅館)」 【名称変更】 番号48-12「奉納弁財船」→「奈加美神社の奉納弁財船」 【指定等の状況変更】 番号6-11「山居倉庫」 「未指定」→「国史跡」 番号12-7「西川家文書」 「未指定」→「市指定(美術工芸品、歴史資料)」 番号20-3「旧直江津銀行」 「未指定」→「市指定(建造物)」 番号20-4「直江津の海上信仰資料」 「未指定」→「市指定(歴史資料)」	【追加】 ・構成文化財を追加することによってストーリーの内容を充実させるため。 【名称変更】 ・文化財の名称が変更されたため。 【指定等の状況変更】 ・国指定史跡に指定されたため。(酒田市) ・市指定文化財に指定されたため。(小樽市) ・市指定文化財に指定されたため。(上越市)
57	栃木県	宇都宮市	地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～ (平成30年度)	構成文化財	【削除】 番号36「青源味噌店」 【追加】 番号36「岩本観音」	【削除】 ・所有者による構成文化財の解体に伴い削除するもの。 【追加】 ・ストーリーの内容を充実させるため。
61	長野県、山梨県	長野県(茅野市・富士見町・原村・諏訪市・岡谷市・下諏訪町・長和町・川上村)、◎山梨県(甲府市・北杜市・韮崎市・南アルプス市・笛吹市・甲州市)	星降る中部高地の縄文世界一数千年を遊る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅～ (平成30年度)	構成文化財	【追加】 番号70「坂井遺跡出土品」 番号71「坂井遺跡」	【追加】 ・所有者の同意が得られたため。

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更箇所	変更理由
62	静岡県、神奈川県	静岡県(◎三島市・函南町)、神奈川県(小田原市・箱根町)	旅人たちの足跡残る悠久の石畳道—箱根八里で辿る遥かな江戸の旅路— (平成30年度)	構成文化財	【追加】 番号1「小田原城(江戸口見附)」 番号2「北條稲荷」 番号4「明治天皇宮ノ前行在所跡(清水金左工門本陣)」 番号5「明治天皇本町行在所跡(片岡本陣)」 番号3「松原神社」 番号10「小西薬局」 番号13「小田原用水」 番号7「小田原提灯」 番号9「小田原蒲鉾」 番号12「小田原梅干し」 番号14-e「浅間平地区」 番号14-f「上長坂地区」 番号25「普門庵の仏像」 番号27「三嶋厩と三嶋曆師の館」 番号29「三島宿の湧水河川」 番号30「三石神社の時の鐘」 【写真差替】 番号11「ういろう」 番号14-a「西海子坂」 番号24「畑作地帯からの眺望」 【指定等の状況変更】 番号8「かまぼこ通り」 「未指定」→「未指定(文化的景観)」 番号11「ういろう」 「未指定」→「未指定(民族・生活文化)」 番号15「畑宿の集落」 「未指定」→「未指定(文化的景観)」 番号16「奇木細工」 「未指定」→「未指定(工芸)」 番号18「甘酒茶屋」 「未指定」→「未指定(景観)」 番号19「芦ノ湖と箱根神社」 「未指定」→「未指定(景観)(建造物)」 番号23「富士見平の眺望」 「未指定」→「未指定(文化的景観)」 番号24「畑作地帯からの眺望」 「未指定」→「未指定(文化的景観)」 番号31「鰻料理」 「未指定」→「未指定(民族・生活文化)」	【追加】 ・関係市町に点在する旧東海道に関連した文化財等を追加することで、日本遺産「箱根八里」の魅力向上を図るため。 【写真差替】 ・古い写真を差し替えるため。 【指定等の状況変更】 ・記載不備を修正するため。
69	岩手県、宮城県	岩手県(平泉町・陸前高田市)、宮城県(気仙沼市・南三陸町・◎涌谷町)	みちのくGOLD浪漫—黄金の国ジバン—産金はじまりの地をたどる— (令和元年度)	申請者	【追加】 宮城県石巻市	【追加】 ・構成文化財追加のため。
				構成文化財	【追加】 番号6-11「金華山詣」 番号6-12「金華山道」	【追加】 ・ストーリーの内容を充実させるため。
75	大阪府	泉佐野市	旅引付と二枚の絵図が伝えるまち—中世日根荘の風景— (令和元年度)	ストーリー	【修正】 「ホタキ神事」→「おひたき(ホタキ神事)」	【修正】 ・火走神社で秋に行われる行事を理解しやすくするため。
				構成文化財	【追加】 番号28「和泉国日根荘日根野村荒野開発絵図」 番号29「和泉国日根荘日根野村・井原村野開発絵図」 番号30「政基公旅引付」 番号31「茅渟宮跡」 【名称変更】 番号24「火走神社ホタキ神事」→「火走神社おひたき(ホタキ神事)」	【追加】 ・ストーリーの内容を充実するため。 【名称変更】 ・火走神社で秋に行われる行事を理解しやすくするため。

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更箇所	変更理由
80	岡山県、香川県	岡山県(◎笠岡市)、 香川県(丸亀市・土庄町・小豆島町)	知ってる!? 悠久の時 が流れる石の島 ~ 海を越え、日本の礎 を築いた せとうち備 讃諸島~ (令和元年度)	構成文化財	【位置づけ変更】 番号35「重岩」 「小瀬石鏡神社のご神体として祀られている巨石であり、」 →「小瀬石鏡神社のご神体として祀られていた巨石であり、」	【位置づけ変更】 ・管理者が10年以上 前に、神様をお返し したことが判明し、現在 ではご神体という扱い では無くなっているた め。
83	沖縄県	◎沖縄県(那覇市・浦 添市)	琉球王国時代から連 綿と続く沖縄の伝統 的な「琉球料理」と 「泡盛」、そして「芸 能」 (令和元年度)	構成文化財	【追加】 番号30「向姓家譜(邊土名家)」 【位置づけ変更】 番号29「首里城書院・鎖之間庭園」 「現在は、琉球菓子の体験学習が行われています。」を削除	【追加】 ・組踊創始者・玉城朝 薫の経歴と一族の家 系を記録した琉球芸 能史上第一級の史料 であり、琉球・沖縄の 文化史上も貴重であ る。日本遺産認定後 に浦添市に寄贈され たもので、構成文化財 「玉城朝薫の墓(邊土 名家の墓)」に眠る 人々の家族史を解明 するうえでも必要不可 欠な史料であるため。 【位置づけ変更】 ・令和元年10月31日 の首里城火災により、 現在体験学習が実施 出来ない状況にある ため。
84	北海道	◎標津町・根室市・別 海町・羅臼町	「鮭の聖地」の物語 ~根室海峡一万年の 道程~ (令和2年度)	構成文化財	【追加】 番号1-10「サケ属魚類の化石」 番号4-7-5「旧別海駅~旧厚床駅間線路跡」 4-7-6「旧光進駅」 4-7-7「旧平糸駅」 番号4-11「明治公園のサイロ」	【追加】 ・ストーリーのブランド 力強化のため。ストー リー後半で触れられる 内陸開拓の歴史に関 して、根室地域での酪 農導入初期の歴史を 伝える上で重要な文 化財であるとともに、 かつて根釧台地内陸 に広がり、現在は廃線 となった標津線鉄道 網を体感する上でポ イントとなる文化財 である。
88	東京都	八王子市	霊気満山 高尾山 ~人々の祈りが紡ぐ 桑都物語~ (令和2年度)	構成文化財	【指定等の状況変更】 番号25「八王子車人形および説経浄瑠璃」 「国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 都無形(芸能)」 →「八王子車人形国 重要無形民俗(民俗芸能) 説経浄瑠璃 都無形(芸能)」 【位置づけ変更】 番号23「八王子の獅子舞」 「9つの獅子舞」→「9つの三匹獅子舞」	【指定等の状況変更】 ・令和4年1月21日に 国の重要無形民俗文 化財にふさわしいもの として文化審議会より 文部科学大臣に答申 され、指定される見込 みとなったため。 【位置づけ変更】 ・八王子市域で伝承さ れている獅子舞は、関 東一円で見られる一 人立ちの三匹獅子で あり、この形態を明確 に表現するため。

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更箇所	変更理由
91	山梨県	◎甲府市・甲斐市	甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡 ～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～ (令和2年度)	構成文化財	【名称変更】 番号16「長田円右衛門顕彰碑」→「長田円右衛門顕彰碑(滝上、滝下)」 【位置づけ変更】 番号16「長田円右衛門顕彰碑(滝上、滝下)」 「その功績は顕彰碑に刻まれ、昇仙峡の中心の地で～を、」→ 「その功績は顕彰碑に刻まれ、滝上と滝下にあり、昇仙峡のそれぞれの地で～」	【名称変更】 ・新道を開拓した長田円右衛門の顕彰碑は、滝上と滝下の2か所存在するため。 【位置づけ変更】 ・現状の設置位置に合わせて表現を変更するため。
93	長野県	上田市	レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～ (令和2年度)	構成文化財	【追加】 番号36「塩田平のため池群」	【追加】 ストーリーを充実させるため。
94	静岡県	◎藤枝市・静岡市	日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん、駿州の旅～滑稽本と浮世絵が描く東海道旅のガイドブック(道中記)～ (令和2年度)	構成文化財	【追加】 番号34「木屋江戸資料館(渡邊家土蔵)と所蔵の古文書」 番号35「駿河国総社静岡浅間神社」 【指定等の状況変更】 番号15「丁子屋」 「未指定建造物」→「国登録有形文化財」	【追加】 ・所有者の同意がとれ、ストーリーの内容を充実させるため。 【指定等の状況変更】 ・令和4年2月に国登録有形文化財に登録されたため。
96	大阪府、奈良県、和歌山県	大阪府(◎河内長野市)、奈良県(宇陀市)、和歌山県(九度山町・高野町)	女性とともに今に息づく女人高野 ～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～ (令和2年度)	ストーリー	【修正】 「本尊としていた弥勒菩薩に化身したという信仰から女人高野と呼ばれ、また、高野山金剛峯寺女人堂は慈尊院からの町石道を登りきった女人結界に建てられたお堂である。」 →「没後本尊としていた弥勒菩薩に化身したという信仰から女人高野と呼ばれた。また、不動坂口女人堂は、高野七口に建てられた女性の参籠が許された七つの女人堂のうちの一つで、現存する唯一のお堂である。」 「女人堂の一つである不動坂口女人堂の前に一人の女性が、安政江戸地震(1855年)で亡くなられた人々のために、また自身の父母の菩提のために年季奉公で貯めたお金で地蔵尊(通称「お竹地蔵尊」)を建立している。」 →「女人堂の一つである不動坂口女人堂の前に地蔵尊(通称「お竹地蔵尊」)が造立されている。これは江戸の元飯田町の「横山たけ」という一人の女性が、亡夫の供養のため高野山に参詣し、女人堂に参籠していた時に夢に地蔵が現れたことから延享2年(1745)に造立したものである。」	【修正】 ・玉依御前が亡くなったあと弥勒菩薩に化身したと伝えられているため、「本尊としていた」の前に「没後」を追記。不動坂口女人堂については表現を統一するため。また7つの女人堂の内、唯一残された女人堂である説明を加えることでかつて女人堂が他にもあったことを伝えるため。 ・お竹地蔵尊は1745年に造立されており、1855年に起きた安政江戸地震よりも前の事象であることから、事実誤認であるため。
				構成文化財	【追加】 番号26「小杉明神社」 番号27「助けの地蔵」 【名称変更】 番号14「不動坂口女人堂」のふりがな 「ふどうさかぐちによにんどう」→「ふどうさかぐちによにんどう」	【追加】 ・所有者の同意がとれ、ストーリーの内容を充実させるため。 【名称変更】 ・国の史跡「京大坂道不動坂(きょうおおさかみちふどうさか)」となっているため、不動坂について、読み方を合わせる。
97	兵庫県	◎伊丹市・尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市	「伊丹諸白」と「灘の生一本」 下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷 (令和2年度)	構成文化財	【名称変更】 番号9「小西新右衛門氏文書」→「小西新右衛門氏文書」 【写真差し替え】 番号26「酒造りの様子」→「出土遺物」に変更	【名称変更】 記載内容の訂正のため。 【写真差し替え】 構成文化財の名称に合わせるため。

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更箇所	変更理由
99	和歌山県、大阪府、奈良県	◎和歌山県(和歌山市・橋本市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町)、大阪府(岸和田市・泉佐野市・河内長野市・和泉市・柏原市・阪南市・岬町・河南町・千早赤阪村)、奈良県(五條市・御所市・香芝市・葛城市・王寺町、太子町)	「葛城修験」一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地 (令和2年度)	構成文化財	【名称変更】 番号11「七越峠経塚山 見宝塔品」のふりがな 「しちこしとうげきょうづかやま けんほうとうほん」 →「ななこしとうげきょうづかやま けんほうとうほん」 番号12「護摩のたわ朴留 堤婆達多品」→「護摩のたわ朴留 提婆達多品」 番号47「神島剣池」のふりがな 「かみしまけんがいけ」→「かみしまつぎのいけ」	【名称変更】 記載内容の訂正のため。
104	熊本県	八代市	八代を創造した石工たちの軌跡 ～石工の郷に息づく石造りのレガシー～ (令和2年度)	ストーリーの概要	【修正】 「かつて全国で築かれた「めがね橋」の4分の1が分布する熊本。その殆どは八代で生まれ育った石工たちによって手掛けられました。」 →「かつて全国で築かれた「めがね橋」を今も多く見ることができる熊本。それらの多くは八代で生まれ育った石工たちによって手掛けられました。」	【修正】 ・有識者(石匠館館長上塚寿朗氏など)からの指摘や、追加調査の結果、日本国内で架設されためがね橋の総数における熊本県内で架設されためがね橋の割合が、4分の1に達しないことが明らかになり、ストーリーの正確性を担保するために変更が必要であるため。
				構成文化財	【追加】 番号6「高島新地旧堤防跡」 【名称変更】 番号7「大鞆樋門群」→「大鞆樋門群(八代海干拓遺跡)」 番号11「旧郡築新地甲号樋門 附・潮受堤防」→「旧郡築新地甲号樋門 附・潮受堤防(八代海干拓遺跡)」 番号12「郡築二番町樋門」→「郡築二番町樋門(八代海干拓遺跡)」 【指定等の状況変更】 番号7「大鞆樋門群」 「県史跡」→「国史跡」 番号11「旧郡築新地甲号樋門 附・潮受堤防」 「国重文(建造物)」→「国重文(建造物)・国史跡」 番号12「郡築二番町樋門」 「国登録有形(建造物)」→「国史跡・国登録有形(建造物)」	【追加】 ・県内最古の干拓堤防であり、地元産の石灰岩を使用している点などの特徴がみられ、干拓の歴史と、石工の活躍の歴史を語る上で欠かすことのない文化財であるため。 ・国史跡指定に伴い所有者の同意が得られたため。 【名称変更・指定等の状況変更】 ・国指定に伴い指定名称に変更が生じたため。 ・国指定に伴い指定区分に変更が生じたため。 ・国指定に伴い指定区分が追加されたため。
候補	京都府	京都市	おもてなし文化～受け継がれてゆく京の花街～ (令和3年度)	構成文化財	【追加】 番号46「北野天満宮」 番号47「八坂神社」 番号48「祇園甲部お稽古場(学校法人八坂女紅場学園)」 番号49「宮川町お稽古場(学校法人東山女子学園)」 番号50「先斗町お稽古場(鴨川学園)」 番号51「上七軒お稽古場」 番号52「祇園東お稽古場」 番号53「茶道のお点前」 【名称変更】 番号17「島原大門」のふりがな 「しまばらだいもん」→「しまばらおおもん」 番号40「祇園祭花笠巡行」→「祇園祭花傘巡行」	【追加】 ・ストーリーの内容を充実させるため。 【名称変更】 ・記載内容の訂正のため。